

## その他の禁止・制限

### ×【海外の全地域から持ち込み禁止】

『土』『土付きの植物』『植物を害する検疫病害虫』  
『イネワラ及びイネノミ（朝鮮半島及び台湾を除く）』

### ▲【輸入検査品でも注意が必要なもの】

①『ショウガ、ウコン、ダイショ、コーヒーノキ、サボテンなどの生植物の地下部』、『スイカ、トウモロコシ、エンドウなどの栽培用の種子』は、国や地域によって、輸出国で栽培地検査を行ったことを記入した「植物検査証明書」が添付されたものでないと持ち込むことができません。

②球根類、果樹類の苗木（穂木）、ジャガイモ、サツマイモ、サトウキビなどは一定期間（約1年間）植物のウイルス病検査のため輸入後に国内での隔離栽培が必要です。なお、スイセンの球根は輸入時に温湯浸漬処理が必要です。

### 禁止・制限 一例



日本へのイネワラの持ち込み禁止地域からは、イネワラ製品（三角まくらなど）も持ち込むことはできません。

※民芸品などには植物を芯材としているものがありますのでご注意ください。

## 輸入検査

植物類は輸入禁止品に該当しなくても、病害虫の付着のないことを確認する検査が必要です。



入国審査

植物検査  
カウンター

税関検査

■検査を受けずに持ち込んだ場合は、植物防疫法の規定により罰則が科せられることもあります。

■免税売店で購入したものや、少量のおみやげ品でも検査は必要です。税関検査の前に必ず植物検査カウンターで検査を受けてください。

## 条件付き輸入解禁植物

輸入が禁止されている植物のうち一定の条件のもとに輸入が認められている果実などがあります。

航空携帯手荷物で持ち込むことができる条件付き輸入解禁植物には、ハワイのパパイア、タイのマングスチン・マンゴウ、オーストラリアのマングウなどがあります。免税売店で購入されたものでも、条件に適合していないものは持ち込めません。

条件付き輸入解禁植物は日本向けに特別に梱包され、植物検査証明書の貼付と「FOR JAPAN」の表示がなされています。



## 生きた昆虫類の輸入について

### 《輸入の禁止》

海外に生息する昆虫類の中には、日本の農作物や樹木などに大きな被害を与えるおそれのあるもの（ハナムグリ、ナナフシ、チョウなどを含む。）が多く含まれています。これらは、生きたままでは植物防疫法で輸入が禁止されている検疫有害動物に該当するため、日本に持ち込むことはできません。このため、海外から生きた昆虫類を持ち込む場合は、事前に植物防疫所にご相談ください。

また、クワガタムシやカブトムシなどのコガネムシ上科に含まれる昆虫については、外来生物法に基づく輸入規制や証明書の添付義務もありますので、環境省外来生物法ホームページにて、輸入に関する手続きをご確認ください。

### ◆外来生物法ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

◆環境省自然環境局野生生物課 外来生物対策室  
TEL:03-3581-3351(代表)

## その他の法律

### ◎ワシントン条約

ラン、サボテン、ソテツなど絶滅のおそれのある植物類はワシントン条約により国際取引が規制されています。ワシントン条約に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

### ■製品等について

経済産業省貿易経済協力局 貿易審査課  
野生動植物貿易審査班  
TEL:03-3501-1659 FAX:03-3501-0997

### ■生きている動植物について

経済産業省貿易経済協力局 貿易審査課 農水産室  
野生動植物貿易班  
TEL:03-3501-0532 FAX:03-3501-6006

■ワシントン条約の諸手続に関する経済産業省ホームページ  
[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/cites/cites\\_im.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_im.htm)

## 主なお問い合わせ先

■横浜植物防疫所 …… 045-211-7153  
札幌支所 …… 011-852-1809  
新千歳空港駐在 …… 0123-24-6154  
塩釜支所 …… 022-362-6916  
仙台空港駐在 …… 022-383-4585  
成田支所 第1PTB …… 0476-32-6694  
第2PTB …… 0476-34-2352  
東京支所 …… 03-3599-1137  
羽田空港支所 …… 03-5757-9790  
新潟支所 …… 025-244-4401

■名古屋植物防疫所 …… 052-651-0112  
伏木富山支所 …… 0766-44-0990  
清水支所 …… 054-352-3775  
中部空港支所 …… 0569-38-8433

■神戸植物防疫所 …… 078-331-2386  
大阪支所 …… 06-6571-0801  
関西空港支所 …… 072-455-1936  
広島支所 …… 082-251-9593  
広島空港駐在 …… 0848-86-8261  
坂出支所 …… 0877-46-4108

■門司植物防疫所 …… 093-321-2601  
福岡支所 …… 092-291-2504  
福岡空港出張所 …… 092-477-7575  
鹿児島支所 …… 099-222-1046  
鹿児島空港出張所 …… 0995-58-2428  
名瀬支所 …… 0997-52-0459

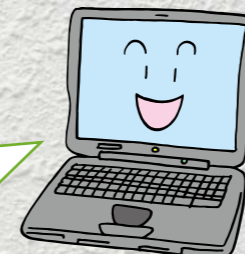
■那覇植物防疫事務所 …… 098-868-2850  
那覇空港出張所 …… 098-857-0054

### ◆外国へ植物を持ち出す時は……◆

同じ植物であっても、国によって『輸入禁止』、『制限』、『消毒』などさまざまな条件が設けられています。詳しくは最寄りの植物防疫所へおたずねください。

農林水産省  
植物防疫所  
<http://www.maff.go.jp/pps/>

ホームページに  
アクセスしてみてね!



# 植物検疫のお知らせ

## 輸入禁止の植物があります

### 植物防疫所



# ⊗ 日本への持ち込みが禁止されている主な植物と地域

これらは代表的なものです。詳しくは植物防疫所におたずねになるか、ホームページ <http://www.maff.go.jp/pps/> をご覧ください。

## ◆チチュウカイミバエやミカンコミバエが発生しているこれらの国や地域からは、ほとんどの果実・果菜類が持ち込めません。

マンゴウ      リュウガン      トウガラシ      マンゴスチン

グアバ      ライチ      カンキツ類

■ チチュウカイミバエやミカンコミバエの発生地域

## ◆コドリンガが発生しているこれらの国や地域からは、リンゴやサクランボの果実、殻付きクルミなどが持ち込めません。

ナシ      サクランボ      殻付きクルミ

リンゴ      モモ      ネクターリン

■ コドリンガの発生地域

## ◆次の植物については、検査を受け、病害虫がいなければ持ち込むことができます。

パインアップル      ラン切花      精米

## ◆次の植物についても、持ち込みが禁止されています。

- ◇アジア、アメリカ、中南米、オーストラリア、アフリカなどからの『サツマイモなど（生茎葉も含む）』
- ◇アメリカ、ハワイからの『カンキツ類苗木、アンズリュウム苗など』
- ◇ヨーロッパ、アメリカ、カナダ、メキシコ、ニュージーランドなどからの『ムギワラ』
- ◇アメリカ、カナダ、メキシコ、ヨーロッパ、ニュージーランド、イスラエル、イランなどからの『リンゴ、ナシ、サンザシ、ピラカンサなどのバラ科の苗や切花など。ただし、バラは除かれます。』

## ● 侵入を警戒している主な病害虫

海外には日本の農林業に重大な被害を与えるおそれのある病害虫が多く存在しています。それらが国内に侵入することを防ぐため、海外から持ち込まれるすべての植物類について植物検疫を行っています。また、日本に未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域からは、多くの植物の持ち込みが法律で禁止・制限されています。

国内への侵入を警戒している病害虫は、これらの他にもたくさんあります。

### ●ミバエ類

果実・果菜類の大害虫。幼虫が果肉を食害し、収穫できなくなる。世界の広範囲に分布。

チチュウカイミバエ      ウリミバエ

ミカンコミバエ

### ●コドリンガ

リンゴやナシなどの大害虫。成虫が熟していない果実や葉の表面に卵を産み、生まれた幼虫は果実を食害する。

### ●カンキツネモグリセンチュウ

多くの植物、特に果樹に大きな被害を与える線虫。寄生された植物は枯れてしまう。

### ●ジャガイモがんしゅ病

ジャガイモに大きな被害を与える病気。イモにコブをつくり腐らせる。

ミバエ類の幼虫は、果実の内部を食いあらすため、被害を受けていても外観からはわからないことがあります。